

原義保存期間	30年（平成57年3月31日まで）
有効期間	一種（平成57年3月31日まで）

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
（参考送付先）

警 察 庁 丙 保 発 第 6 号
平 成 2 7 年 1 月 3 0 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

警察大学校生活安全教養部長
各 管 区 警 察 学 校 長
各 方 面 本 部 長

技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部を改正する規則の施行について（通達）

技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部を改正する規則（平成27年国家公安委員会規則第3号。以下「改正規則」という。）が別添のとおり本日公布され、平成27年4月1日から施行されることとなった。

改正の趣旨及び概要並びに運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

猟銃の基本的な操作の確認や射撃の技能の向上のために実施している銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）について、より安全指導に重点を置き、現場での事故防止に即した内容の講習に改めるものである。

2 改正の概要

(1) 技能講習の実施方法

ア 操作講習（改正規則による改正後の技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第6条関係）

操作講習については、猟銃の点検及び分解結合、猟銃の保持及び携行、模擬弾の装填及び脱包、照準及び空撃ち、不発の場合の処理の動作を行わせることとし、都道府県公安委員会又は法第9条の4第1項第2号の教習射撃指導員（以下「都道府県公安委員会等」という。）が受講者に対する指導のため必要があると認めるときは、規定回数を超えて実施させることができるようにし、十分な指導が行えるようにした。

イ 射撃講習（規則第7条から第9条関係）

射撃講習については、現場での事故防止に直結するよう実際に猟場で猟銃を

使う状況に近い条件で射撃を行わせることとするほか、都道府県公安委員会等が受講者に対し、射撃姿勢、射撃動作その他必要な事項について指導を行うこととした。

具体的には、散弾銃射撃講習については、指導が必要な場合には現行の25発を超えて射撃を行わせることを可能とし、必要な指導を行うことができるようにした。

また、ライフル銃等射撃講習については、立射、膝射、伏射及び肘射のうち一以上の射撃姿勢で射撃を行うこととし、それぞれの射撃姿勢について銃身を架台、土のう等に依託する依託射撃により射撃を行うことを可能とした。また、標的の大きさを猟場における獲物の大きさに近い330ミリメートルから366ミリメートルとし、射撃回数も10回以上とすることで、指導のために十分な時間を確保しつつ、必要に応じて射撃回数を増やすことができるようにした。

(2) 技能講習の打切り（規則第10条関係）

都道府県公安委員会等は、技能講習を受けている者が当該技能講習を安全に実施するための指示に従わない場合においては、その者に係る技能講習を打ち切ることができることとした。

具体的には、都道府県公安委員会等の指示に従わず危険な行為を繰り返す者などがこれに当たる。

(3) 技能講習の修了認定（規則第11条関係）

技能講習における修了認定は、猟銃の操作の科目、猟銃の射撃の科目それぞれについて、規則第6条から第9条までに定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、都道府県公安委員会等が講習事項を修得したと認定した者に対して行うこととする。

したがって、射撃講習において都道府県公安委員会等の指導を受けたにもかかわらず、なお基本的な操作や射撃技能を身につけることができず、都道府県公安委員会等が講習事項を修得したと認定することができない者は、技能講習の修了認定を受けることができない。

3 運用上の留意事項

(1) 銃種ごとの実施

技能講習は、受講者が法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて所持する猟銃の種類ごとに行われる。したがって、同種の猟銃を複数所持する受講者は、それらの猟銃のうちいずれか一つを用いて受講すれば足りる。例えば「散弾銃」と「ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃」とをいずれも所持する受講者は、いずれか一つを用いて受講すればよいこととなる。

(2) 使用する猟銃

技能講習において用いることのできる猟銃は受講者が法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて所持する猟銃に限られ、射撃場の備付け銃を用いること

はできない。

したがって、技能講習通知書を受講者に交付するに際しては、技能講習に用いる猟銃及び当該猟銃に適合する実包並びに許可証を会場に携行すべき旨を確実に教示すること。

また、実包については今回の改正により、散弾銃の射撃講習にあっては25回以上の射撃を行い、ライフル銃等の射撃講習にあっては10回以上の射撃を行うこととなるため、受講者には予備の個数を携行するように注意喚起すること。

なお、技能講習を受講するための猟銃用火薬類等の譲受許可については、技能講習までの射撃の練習等を勘案し、必要な個数について許可すること。

(3) 技能講習に関する事務の委託

ア 委託することができる事務（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第23条）

都道府県公安委員会が教習射撃場を管理する者に委託することができる事務は、技能講習に関する事務のうち講習の課程を修了したかどうかの判定に関する事務及び技能講習修了証明書の交付に関する事務以外の事務である。

イ 委託された事務の実施者（法第5条の5第4項）

技能講習に関する事務の一部の実施を委託された教習射撃場を管理する者は、それらの事務を法第9条の4第2項の規定により選任した教習射撃指導員に行わせなければならない。教習射撃場を管理する者自身が行うことはできない。